

役員及び評議員  
の報酬等に関する規程

社会福祉法人 德風会

## 社会福祉法人徳風会役員及び評議員の 報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳風会の理事・監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

### (報酬)

第2条 報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

### (理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償を支給する。

- 2 監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償を支給する。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、第4条第2項の報酬及び実費弁償費はこれを支給しないものとする。
- 3 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支給する。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員及び監事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支給しないものとする。

### (役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長は業務を行うにあたって、別表2により報酬及び実費弁償費を支給する。

- 2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支給することができる。
- 3 監事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支給することができる。
- 4 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

### (適用除外)

第5条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(規程の改正)

第6条 この規程を改正しようとするときは、理事会の議決を経なければなら  
ない。

附 則

この規程は、平成25年11月17日より施行する。

この規程は、平成27年11月17日より施行する。

この規程は、平成29年 6月22日より施行する。

別表1（日額）（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	11,137円	3,000円
評議員会出席報酬	5,568円	3,000円

（注）社会福祉法人徳風会職員及び学校法人徳風学園職員は、支給しない。

別表2（日額）（第4条関係）

役職	理事長
報酬額	（日額）20,000 円
実費弁償費	上記報酬額に含む

※理事会・評議員会出席の報酬を含む。

別表3（日額）（第4条関係）

区 分	報 酉	実費弁償費
理事・監事及び評議員業務報酬等	11,137円	3,000円
監事監査指導報酬等	11,137円	3,000円

（注）社会福祉法人徳風会職員及び学校法人徳風学園職員は、支給しない。